

し た ら

設楽ダムだより

第22号 2007.10

国土交通省中部地方整備局 〒441-1341
設楽ダム工事事務所 新城市杉山字大東 57
<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

	TEL	FAX
総務課	(0536)23-4331	(0536)23-4401
工務課 調査設計課	(0536)23-4387	(0536)23-4408

設楽庁舎 〒441-2301
北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

用地第二課 用地第二課	(0536)62-1290	(0536)62-1291
----------------	---------------	---------------

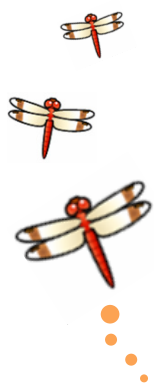
「地目認定協議」が成立しました

①設楽ダムにおける、地目認定の基準及び各土地の現況地目の認定をすることができました。

平成18年10月以来、設楽ダム対策協議会役員会の皆様と地目認定協議を20回以上重ねた結果、設楽ダムにおける地目認定の基準及び各土地の現況地目の認定をすることができました。

用地補償協議につきましては、今後も補償基準妥結に向けて、補償基準提示の前段の協議となります「等級格差協議」、「物件補償協議」等を実施してまいります。

ダム基本計画の策定後、補償基準の提示をさせて頂き、平成19年度内を目標に補償基準の妥結をさせて頂きたいと考えております。

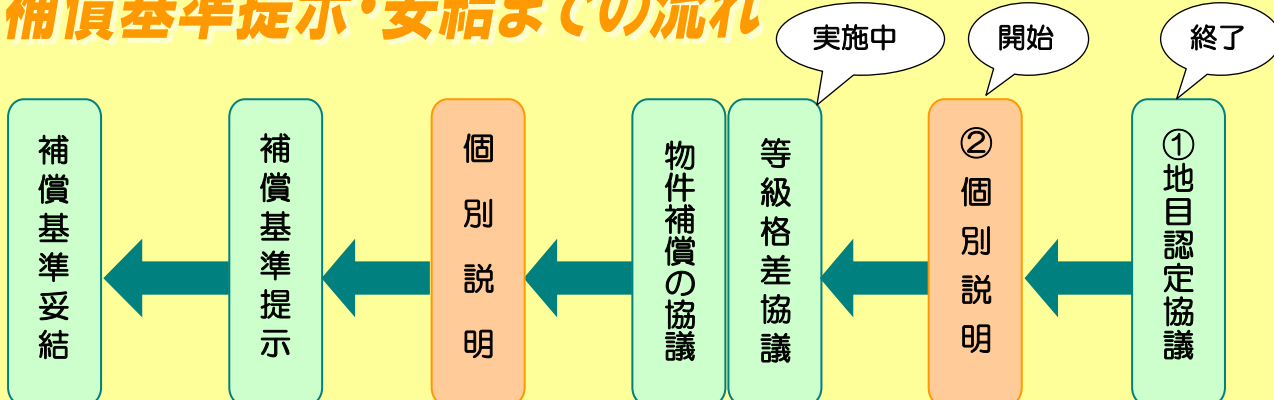


②「土地調書」、「物件調書」を、個別説明させて頂けます。

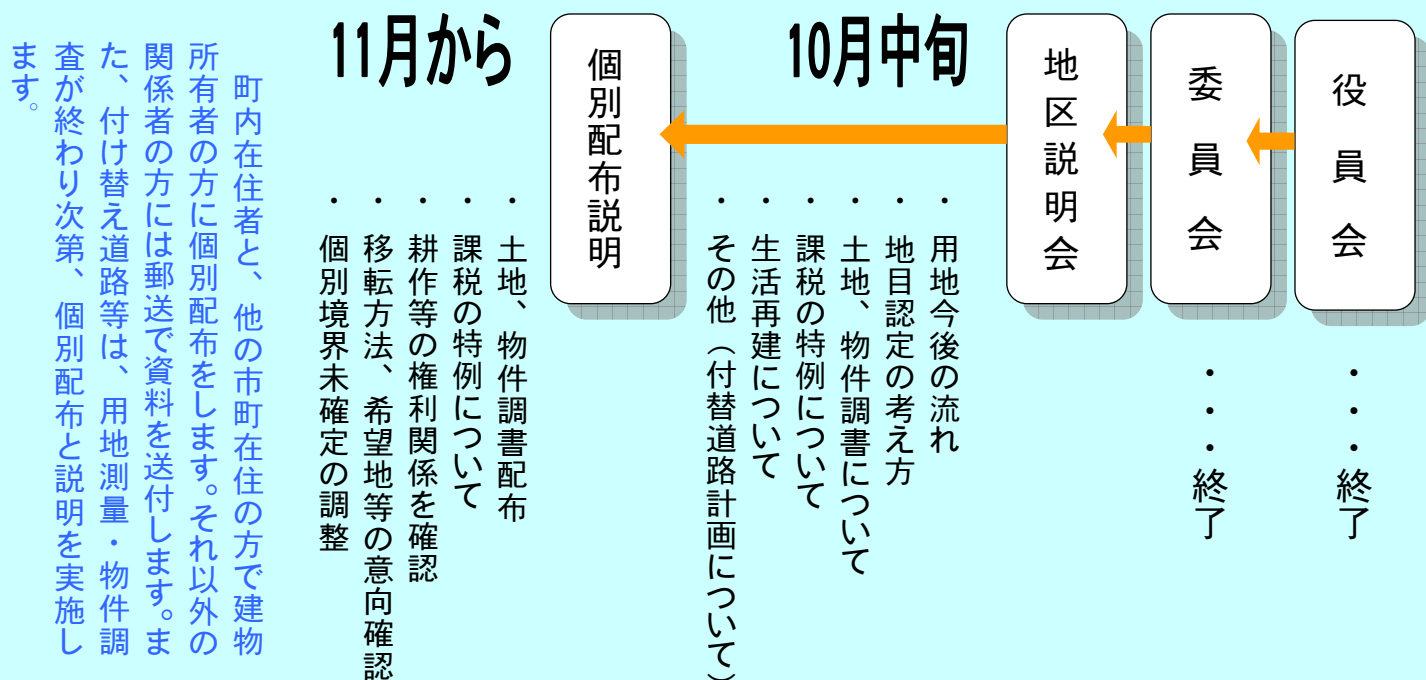
地目認定協議が整いましたので、設楽ダム事業（湛水区域）に伴い土地の提供をお願いすることになる土地の地番、買収面積等を記載した「土地調書」及び、その土地に存し、移転をお願いすることになる建物、工作物、立竹木等を記載した「物件調書」を、各所有者の皆様にご報告させて頂けます。記載された土地の地番・地目・面積や、建物・工作物・立竹木の数量に相違がないか、確認していただきます。

また、付替道路等は計画決定後、用地測量・物件調査を終え次第、ご報告させて頂きます。

補償基準提示・妥結までの流れ



土地・物件調書配布までの行程（10月～12月）



リレー記事



用地第二課長

おおの ひろゆき
大野 寛幸

設楽ダム工事事務所用地第二課長の犬野です。この4月より設楽庁舎に勤務しており、早6ヶ月が過ぎました。名古屋市の宿舎から恐（愛？）妻より逃亡し、新城市内の宿舎で18年ぶりの独身生活をしております。週末、嫁さんへの帰省土産は、おきまりの洗濯物！です。

私の故郷は、岐阜県中津川市（旧福岡町）で、実家は国道257号線沿いで川（付知川）を見下ろす所に位置し、幼い頃はよく川で泳いだり、魚釣り（雑魚、鮎）をして遊んでいました。日々の通勤途中にある設楽町田峯付近の景色が、私の故郷と大変似ており、通過するたびに故郷を思い出します。『かわ（清流）つながり・みち（R257）つながり・やま（緑）つながり』といった感じでしょうか。この設楽町に『縁』、『安らぎ』、『愛着』を感じております。

私も早いもので採用されて27年目となります。2年間の浮気？以外すべて用地を担当してきました。若き頃、先輩から『僕たちの仕事

はね、土地を買いゅんじゃないよ、人を買っんだよ！』と教えられました。現在も仕事をする上で重要な『キーワード』と考えております。

本年度は、設楽ダムにとって大変重要な年であります。現在、環境アセスメントの手続きを終え、今後、ダム基本計画の策定、用地補償基準の提示等を予定しております。

私が所属する用地第二課は、主に『用地補償基準』を担当しております。用地第二課職員4名が日夜『用地補償基準』提示に向け励んでおります。皆様方のご理解を得るために用地補償協議での十分な説明、協議は当然ながら、併せて移転を余儀なくされる皆様の生活再建対策も大変重要であり、両輪の関係でないと前には進まないと考えております。

『先祖伝来の財産』、『故郷を思う心』、『永きに亘るダム問題に対する心労』を忘れることなく、今後も引き続き、設楽ダム対策協議会の役員の皆様に対し充分なご説明、ご協議をさせて頂き、皆様のご理解とご協力を頂けるよう微力ではありますが、努力して参りたいと思っております。

よろしく
お願い致します。

